

◇◇税理士法人 計理センター◇◇

栃木県宇都宮市西2丁目3番5号 齊藤ビル2階

TEL)028-636-6790 FAX)028-632-8389

E-mail ; [tgkc@ucatv.ne.jp](mailto:tgkc@ucatv.ne.jp)

URL : <http://www.tgkc.co.jp>



## ◇経営理念◇

1. 私たちは、お客様のニーズを把握し親切・迅速・的確なサービスを提供します。
2. 私たちは、納税者の権利を守るため、不断の努力によって知識を習得し、税制・税務行政の民主化に生かせるよう活動します。
3. 私たちは、自社の経営体質を堅固にし、社員の労働環境と待遇向上に努めながら、地域の発展と社会貢献に尽くしていきます。

## 業者研修会開催のお知らせ

本年も下記日程において計理センター業者研修会を開催致します。  
昨年の講演内容は相続税対策と事業承継に関するもので、多くの方々ご参加下さいました。  
また、講演内容等の詳細は確定次第ご連絡させていただきます。  
皆様のご来場をお待ちしております。

開催日 平成29年11月18日(土曜日) 午後  
場 所 宇都宮市文化会館  
宇都宮市明保野町7-66

残暑お見舞い申し上げます。  
今年の夏季休暇

8月11日(金)～16日(水)

よろしくお願い致します。



## 税金をクレジットカードで支払う

### クレジットカードで支払える税目が増えてきています。

「税金の支払いがクレジットカードで行えるようになったら便利なのに」と考えたことのある方はたくさんいるのでしょう。

ある調査によれば、自動車税、軽自動車税、固定資産税といった税金をクレジットカードで支払いたいと答えた方の割合は、約6割に上るとのことです。

このよう状況を踏まえてか、普通徴収の住民税、土地家屋に係る固定資産税・都市計画税、償却資産に係る固定資産税、自動車税、軽自動車税といった税目を中心に、クレジットカード払いに対応する地方公共団体が増え、また、平成29年1月4日からは国税でもクレジット納付が始まりました。

とはいえ税目ごとのルールに従うこととなります。たとえば住民税の場合、その年の1月1日に居住していた市区町村が問い合わせ先であり、必ずしも現在の居住地にはならないので注意してください。

クレジットカード払いはあくまで支払方法のひとつです。

### 税金をクレジットカードで支払うメリット・デメリット

#### 【 メ リ ッ ト 】

- ・インターネットを利用することにより、現金を持ち歩かなくていいというリスク軽減
- ・納付に行くという時間や交通費の削減
- ・その時に現金がなくても支払うことができ、資金繰りの管理面で便利
- ・クレジットカードを利用することでポイントやマイレージを獲得できる

#### 【 デ メ リ ッ ト 】

- ・手数料が発生する
- ・クレジットカードを利用することによる情報漏えいの可能性

世の中が便利になるとその分、情報漏えいの危険が増すことは、何も税金の支払いに限ったことではありません。税金の支払方法の選択肢が増えることは歓迎すべきですが、上記のようなデメリットも知っておく必要があります。

# 「今を考える」

## \*\*\* 一線を越えた？ \*\*\*

「品格」「誠実」「潔癖」「知性」これらを政治家に求めるのは、無理なのか？  
またまた政治家のスキャンダル報道が止まらない。

重婚騒動・秘書に対する暴言暴力・サッカーファンへのツイッター炎上騒動・  
不倫疑惑等、次々と出てくる。あきれ果てたものだ。  
最近では政治家の「質」が落ちたといわれるが、昔から政治家のスキャンダル報道は  
多々あった。「政治家の常識は、世間の非常識」という言葉がある。  
「質」が落ちたのではなく、何年たっても同じ「質」なのである。  
これらの「質」をお持ちの政治家一人当たり、いくらの税金が使われているの  
か？

議員歳費（給料）は、賞与を含めて約2,100万円、文書通信交通滞在費は、  
年1,200万円、立法事務費が年780万円、「公設秘書3人分」の給料及び政  
党交付金を含めると、合計で年収7,000万円超といわれる。  
また、全国の鉄道が無料で利用できる「JRパス」と「航空券引換証」が支給され  
る。

スキャンダル報道のあと「病気」と称し、国会等を欠席（職場放棄）しても、減給  
はなく議員としての名誉が続くとなれば、議員辞職をしないのは当たり前か。

元タレント議員の「一線を越えていない。」と言った言葉は、不倫疑惑への弁明  
であろうが、議員の「品格」の一線は超えていると考えるのは私だけだろうか。

国会議員の重要な仕事は、法律を作る（立法）・予算を決定することにある。  
それも国民のための立法であり、国民のための予算なのである。  
消費税増税問題、高齢者問題、年金問題、北朝鮮情勢等と日本は問題山積の状況に  
ある。

国会議員はスキャンダルを起こしている暇はなく、襟を正し、その職責を全う  
し、国民のために働いてもらいたいものである。



## 税務クイズ&おぼぼのひとりごと



税金には、いろいろな種類がありますが、現在日本で適用されている税金は全部で何種類あるでしょうか？

①約25種類

②約50種類

③約120種類



正解は②約50種類です。国税は23種類（平成26年4月現在）。地方税は25種類以上あります。

江戸時代には約1,500種類の税金があったようです。

昭和初期の日本の町並みなどを映した映像などを見ていると、自転車にナンバープレートのようなものが付いています。あれは、自転車鑑札と言って税金を納めていた証です。（自転車荷車税 1958年に廃止）

また、廃止された税金で有名なものに「トランプ類税」があります。花札、トランプ、麻雀牌などギャンブル性の強いカードゲームに課せられたものです。こちらは所有している人が納めるのではなく、その製造者または保税地域からの引取人を納税義務者として課される国税でした。1989年4月、消費税導入に伴い廃止されました。

一生懸命働いて、税金を納めても国の借金は増えるばかりです。平成29年度は約34兆円の国債が発行され、平成29年度末の国債残高は約865兆円になると見込まれています。これから働く世代が減少していくのに、どうなってしまつのでしょうか？

他国への経済支援も大切なかもしれませんが、国民の生活は守られるのか、日本が破綻しないか心配しているのは私だけでしょうか？

議員さん達の不祥事が続いている中、税金の使い道をしっかり吟味していただきたいものです。

## 書籍紹介

### 憲法が変わっても 戦争にならないと思っている人のための本

こんな本がありました。

「憲法が変わっても 戦争にならないと思っている人のための本」

編著者 高橋哲也・斎藤貴男

著者 木下智史 井筒和幸 山田朗 森永卓郎 豊秀一

コラム他執筆者 室井佑月 貫戸朋子 金子安次 こうの史代 田口透 辻子実



最近、憲法をテーマにした一般書も多いです。本書は改憲反対の立場に立っています。

- ・本書は、歴史、「心」、監視社会化や格差社会化、軍事、経済、世界情勢、マスメディア等、多様な観点から改憲論の狙いや背景をあきらかにしています。
- ・多様な執筆者が集まり、コラムも幅広い人たちが寄稿しています。
- ・憲法のさまざまな部分、憲法の性格まで変えようとしています。個人の尊重や人権保障立憲主義とよばれる近代憲法の基本的な考え方が変えられようとしている点もしっかり解説しています。
- ・憲法問題を、身近な問題として一緒に考えたいという願いから、政治にあまり関心がないという人たちや若い世代の疑問に答えられるように執筆されています。

# 顧問先紹介

## 駒生整骨院

事業主 小平 一智 さん

平成17年10月に宇都宮市駒生町に開業されました。

小平先生は日光市生まれの現在40歳です。

駒生整骨院はJR宇都宮駅より約5.8km、「餃子専門店 正嗣 駒生店」先の大谷街道沿いにあります。

お客様の声として、私も（宇都宮市 現在51歳 男性）5年前くらいに止まっている自分の車に追突をされる交通事故に合い、小平先生に治療していただきました。当時、先生は痛い箇所だけ治してくれるのではなく、体全体を考えながら治療をしていただきました。また、今後の予防についても丁寧に教えていただき、現在でも首、肩等の痛みはでていません。

ちなみに、現在、高校生で日本代表に選ばれている選手や計理センターの従業員も治療でお世話になっております。

痛みの原因に長年悩まされている方はぜひ通院してみてください。今までの整骨院とは違うと思います。

診療内容は保険治療、往療（往診）、交通事故治療等です。



住所 栃木県宇都宮市駒生町  
1358-19-102  
電話 028-652-7611  
休診日 土曜午後・日曜・祝祭日  
診療時間 8:30~11:30  
14:30~18:30  
駐車場 7台

税務カレンダー

《 8月 》		
内	容	納付／申請期限
個人事業税の納付(第1期分)		平成29年8月中
個人の道府県民税及び市町村民税の納付		平成29年8月中
7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成29年8月10日
6月決算法人の確定申告		平成29年8月31日
12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) ※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です		平成29年8月31日
3・9・12月決算法人の消費税年税額が400万円超の決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告		平成29年8月31日
個人事業者の29年分の消費税・地方消費税の中間申告		平成29年8月31日

《 9月 》		
内	容	納付／申請期限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成29年9月11日
7月決算法人の確定申告		平成29年10月 2日
1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) ※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です		平成29年10月 2日
1・4・10月決算法人の消費税年税額が400万円超の決算法人の3月ごとの中間申告		平成29年10月 2日

《 10月 》		
内	容	納付／申請期限
9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成29年10月10日
8月決算法人の確定申告		平成29年10月31日
2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) ※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です		平成29年10月31日
2・5・11月決算法人の消費税年税額が400万円超の3月ごとの中間申告		平成29年10月31日